

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【公表番号】特表2009-511150(P2009-511150A)

【公表日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-011

【出願番号】特願2008-535129(P2008-535129)

【国際特許分類】

A 61 B 17/14 (2006.01)

【F I】

A 61 B 17/14

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月9日(2009.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに対向する近位端および遠位端を有するように形成された平板状のブレード本体と

、前記近位端と前記遠位端の間に延在する長軸線と、

前記遠位端が前記近位端に対して旋回し、駆動ヘッドが前記ブレード本体を振動させることができるように、前記ブレード本体を前記駆動ヘッドに連結するための前記ブレード本体の前記近位端と一体の幾何学的特徴部と、

前記ブレード本体の前記遠位端から前方へ延在する複数の歯と、

を備える外科用鋸ブレードにおいて、

前記ブレード本体は、前記ブレード本体の遠位端から近位側に延在する、離間された2つのフォーク尖叉部を画定するようにさらに形成されており、

前記2つのフォーク尖叉部が前記ブレード本体の長軸線について対称に配置され、

前記2つのフォーク尖叉部の遠位端が共同して前記ブレード本体の前記遠位端を形成し、前記フォーク尖叉部それぞれから複数の前記歯が前方に延在し、

前記2つのフォーク尖叉部は、前記ブレード本体を開通する開口と第1の空隙とを画定するように集合的に形成され、前記開口は前記複数の歯のうちの2本の歯の間に位置し、かつ前記ブレード本体の長軸線と直角をなす幅を有し、前記第1の空隙は前記開口および前記歯より近位側にあり、

前記第1の空隙が前記開口と連続しており、前記第1の空隙が前記ブレード本体の長軸線と直角をなす幅を有し、前記空所の前記幅が前記開口の前記幅よりも広い

ことを特徴とする外科用鋸ブレード。

【請求項2】

前記複数の歯のそれぞれが幅を有し、

前記2つのフォーク尖叉部は前記歯が前記フォーク尖叉部から前方に延在していく位置の近位側に空隙を画定するようにさらに形成され、前記空隙の幅は、前記歯の間の前記開口の前記幅および前記歯の間の前記開口の両側にそれぞれ存在する2本の歯の幅と同じかそれよりも広いことを特徴とする、請求項1に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項3】

前記フォーク尖叉部のそれぞれが少なくとも1つの溝を有するようにさらに形成され、

各溝は、前記 2 つのフォーク尖叉部間の前記開口から間隔を置いて前記フォーク尖叉部に沿って前記第 1 の空隙まで延在するように、前記フォーク尖叉部の遠位端から近位側に延在していることを特徴とする、請求項 1 または 2 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 4】

前記複数の歯のそれぞれが尖端を有し、

前記複数の歯は、前記フォーク尖叉部のそれぞれについて、前記フォーク尖叉部間の前記開口の近くにある少なくとも 1 本の歯の尖端が、前記歯の間の前記開口から離れている隣接歯の尖端よりも、前記ブレード本体の前記近位端のさらに近くに位置するように配列されていることを特徴とする、請求項 1、2 または 3 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 5】

前記複数の歯のそれぞれが尖端を有し、

前記フォーク尖叉部のそれぞれについて、各歯尖端が前記歯の間の前記開口により近い前記隣接歯の尖端と比較して前記ブレード本体の近位端からさらに遠く離れているように各歯が配置されるべく、前記複数の歯が配列されていることを特徴とする、請求項 1、2、3 または 4 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 6】

前記第 1 の空隙から離れて配置され、前記第 1 の空隙に対して近位側に位置する第 2 の空隙と、

前記ブレード本体の外面から内向きに延在するとともに、前記第 1 の空隙から前記第 2 の空隙へ延在する凹部と、を有するようにさらに形成されていることを特徴とする、請求項 1、2、3、4 または 5 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 7】

前記ブレード本体の表面から内向きに延在するとともに、前記ブレード本体の前記第 1 の空隙から前記第 2 の空隙へ延在する窪みを有するようにさらに形成されていることを特徴とする、請求項 1、2、3、4、5 または 6 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 8】

前記ブレード本体をドライブヘッドに連結するための、前記ブレード本体の前記遠位端と一緒に前記幾何学的特徴部は、前記ブレード本体の前記近位端に形成され、前記ブレード本体の前記長軸線に沿って配置される開口を備えていることを特徴とする、請求項 1、2、3、4、5、6 または 7 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 9】

前記フォーク尖叉部は前記ブレード本体の前記遠位端から近位側に延在する互いに対向する側縁を有し、

前記複数の歯は、前記フォーク尖叉部それぞれに、前記隣接する前記側縁に近い外側歯と前記隣接する側縁から遠い少なくとも 1 つの内側歯が存在し、前記外歯の尖端の配向が前記隣接する少なくとも 1 つの内歯の配向と異なるように配列されていることを特徴とする、請求項 1、2、3、4、5、6、7、または 8 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 10】

前記ブレード本体は、前記第 1 の空隙の近位部分から前記ブレード本体の側縁に延在する延在する窪みとともに形成されていることを特徴とする、請求項 1、2、3、4、5、6、7、8 または 9 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 11】

各歯が幅を有し、

前記フォーク尖叉部は、前記第 1 の空隙の幅が前記歯の間の前記開口の前記組合せられた幅および前記歯の間の前記開口の両側で各フォーク尖叉部から前方に延在する 2 つの歯の幅と同じかそれよりも広くなるように、さらに離間されていることを特徴とする、請求項 1、3、4、5、6、7、8、9、または 10 に記載の外科用鋸ブレード。

【請求項 12】

前記フォーク尖叉部が厚みを有し、

ウェブが前記 2 つのフォーク尖叉部の間の前記空隙を通って前記 2 つの前記フォーク尖

叉部間に延在しており、前記ウエブの厚みが前記フォーク尖叉部の厚みより小さいことを特徴とする、請求項1、2、3、4、5、6、7、8、9、10または11に記載の外科用鋸ブレード。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】傾斜歯と骨屑溜めとを有する外科用鋸ブレード